

平成 2 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 9 号

函館市職員定数条例の一部改正について

函館市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職員定数条例の一部を改正する条例

函館市職員定数条例（昭和 2 4 年函館市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「1, 5 4 7 人」を「1, 5 0 8 人」に, 「1 8 5 人」を「1 8 9 人」に改め, 同号イ中「2 4 7 人」を「2 2 5 人」に改め, 同号ウ中「7 1 人」を「6 9 人」に改め, 同号エ中「8 4 7 人」を「9 2 7 人」に改め, 同条第 3 号中「4 2 3 人」を「4 1 1 人」に改め, 同条第 4 号および第 5 号中「9 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は, 平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改正するため

【資料】

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	差引	部局間調整等	新定数	対現定数増減
(1) 議会事務局	16		16		16	
(2) 市長の補助機関						
ア 一般部局	1,547	△ 58	1,489	19	1,508	△ 39
イ 水道局	247	△ 22	225		225	△ 22
ウ 交通局	71	△ 2	69		69	△ 2
エ 病院局	847	80	927		927	80
計	2,712	△ 2	2,710	19	2,729	17
(3) 教育委員会	423	△ 14	409	2	411	△ 12
(4) 選挙管理委員会	9	△ 1	8		8	△ 1
(5) 監査事務局	9	△ 1	8		8	△ 1
(6) 公平委員会						
(7) 農業委員会	10		10		10	
(8) 固定資産評価審査委員会						
合 計	3,179	△ 18	3,161	21	3,182	3